

協定項目番号	25 - 05	ごみ・し尿処理事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業者の委託</p> <p>(2) 白糠町クリーンセンター 合併後1年程度(広域処理施設稼働時まで)継続使用。</p> <p>(3) し尿処理対象地区・収集体制・収集方法等</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) ごみ処理対象地区・収集体制・収集方法等 収集体制は現行を引き継ぐが、委託化の方向で効率的な体制を検討。 また、新市において収集方式は統合に向け調整し、収集回数は積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせ調整。</p> <p>(2) ごみ資源化(啓発、排出抑制) 収集は現行を引き継ぐが、品目の統一及び収集回数は統合を図る。</p> <p>(3) ごみの分別収集推進 合併時までには分別収集区分を調整。</p> <p>(4) 浄化槽汚泥の収集及び処分 許可業者と浄化槽所有者の契約方式に統合を図る。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 廃棄物の減量及び処理に関する条例</p> <p>(2) 釧路市資源リサイクルセンター</p>		